

盛岡駅西口自転車等駐車場の設置及び盛岡駅前自転車駐車場の使用料の見直し等について

1. 趣旨

盛岡駅西口地区に盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場を設置するとともに自転車等放置禁止区域等を指定し、放置自転車等の防止を図ろうとするものである。

また、盛岡駅東口地区においては、盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料を見直すことなどにより、放置自転車等の防止、撤去・保管した自転車等の早期返還、駐車場の利用拡大及び商店街利用者の利便性向上を図ろうとするものである。

2. 内容

(1) 盛岡駅西口自転車等駐車場の設置

① 盛岡駅西口自転車等駐車場の概要

- ア 名称 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場
- イ 位置 盛岡市盛岡駅西通二丁目 225 番（市道高架下）
- ウ 収容台数 自転車 1,200 台  
原動機付自転車及び総排気量 125cc 以下の普通自動二輪車（以下「小型自動二輪車」という。） 100 台
- エ 使用料 自転車は供用中の盛岡駅前自転車駐車場と同額とし、新たに原動機付自転車及び小型自動二輪車の料金を設定する。（駐車面積比から自転車の約 1.5 倍を設定）

区分	使用区分		一般	生徒等
	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで		
自転車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	2,000円	1,500円
		月の初日から翌月の末日まで	3,800円	2,800円
		月の初日から翌々月の末日まで	5,700円	4,200円
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,000円	
	その他の場合（1台1回につき）		100円	
原動機付自転車及び小型自動二輪車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで	3,000円	
		月の初日から翌月の末日まで	5,700円	
		月の初日から翌々月の末日まで	8,600円	
	回数駐車券による場合（1台11回につき）		1,500円	
	その他の場合（1台1回につき）		150円	

オ 入退場時間 午前零時から午後 12 時まで（24 時間）

カ 管理方法 自動入場システムを導入し、管理人は配置しない。

② 自転車等放置禁止区域等の指定

盛岡駅西口自転車等駐車場の供用開始に合わせ、「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」に基づく放置禁止区域等を都市基盤の整備が完了

する盛岡駅西口地区に指定し、放置自転車等の防止を図る。(別図)

(2) 盛岡駅前自転車駐車場の使用料の見直し等

① 無料時間の設定

一時的な自転車の放置防止、駐車場の利用拡大及び商店街利用者の利便性向上を図るため、盛岡駅前自転車駐車場の使用が2時間以内の場合は、無料とする。

② サービス券の発行

駐車場の利用拡大のため、周辺商店等と連携し、商店等が料金を負担するサービス券を発行できるようにする。サービス券は既存の回数駐車券(11回)と同額とする。

③ 放置自転車の保管及び返還場所の変更

現在、新田町自転車保管所で行なっている放置自転車の保管及び返還業務を盛岡駅前自転車駐車場へ変更し、駐車場業務と一緒にを行うことで業務の効率化を図る。

\*駐車場の収容容量 1,862 台の内 400 台を保管へ割当てる。

④ 放置自転車返還手数料の改正

自転車等放置禁止区域等に放置されたことにより撤去し、保管した自転車等の早期返還を促進するため、当該自転車等の返還時に徴収する手数料の額を改定する。

区 分	改正前	改正後	
自転車 (1台につき)	2,000 円	撤去した日から起算して6日目まで	1,500 円
		撤去した日から起算して7日目以降	2,500 円
原動機付自転車 (1台につき)	3,000 円	撤去した日から起算して6日目まで	2,500 円
		撤去した日から起算して7日目以降	3,500 円

\*改正による手数料の総額は改正前とほぼ同じ

3 施行期日

平成 22 年 9 月 1 日 (利用者への周知期間として約 5 ヶ月設ける)

4 条例改正

(1) 盛岡市自転車駐車場条例の一部改正

(2) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例の一部改正

